

奈良県告示第三百七十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和七年二月二十八日

奈良県知事 山下 真

土砂災害警戒区域		区域の名称	区域			縦覧場所
生駒市小倉寺町（〇〇） 三）急傾斜	次の平面図 のとおり	生駒市小倉寺町（〇〇） 二）急傾斜 地崩壊警戒区域	次の平面図 のとおり			
土砂災害特別警戒区域		区域の名称	区域			
生駒市小倉寺町（〇〇） 三）急傾斜	次の平面図 のとおり	生駒市小倉寺町（〇〇） 二）急傾斜 地崩壊特別警戒区域	次の平面図 のとおり	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十三年政令第八十四号）第四条に規定する衝撃に関する事項		
奈良県郡山土木事務所及び生駒市		奈良県郡山土木事務所及び生駒市役所事業計画課				

地崩壊警戒 区域		生駒市新旭 ケ丘（〇〇） 六）急傾斜 地崩壊警戒 区域	次の平面図 のとおり	生駒市新旭 ケ丘（〇〇） 六）急傾斜 地崩壊特別 警戒区域	次の平面図 のとおり	生駒市新旭 ケ丘（〇〇） 六）急傾斜 地崩壊特別 警戒区域	次の平面図 のとおり	奈良県郡山 土木事務所 及び生駒市 役所事業計 画課
地崩壊警戒 区域		生駒市新旭 ケ丘（〇〇） 七）急傾斜 地崩壊警戒 区域	次の平面図 のとおり	生駒市新旭 ケ丘（〇〇） 七）急傾斜 地崩壊特別 警戒区域	次の平面図 のとおり	生駒市新旭 ケ丘（〇〇） 七）急傾斜 地崩壊特別 警戒区域	次の平面図の とおり	奈良県郡山 土木事務所 及び生駒市 役所事業計 画課
地崩壊警戒 区域		生駒市新旭 ケ丘（〇〇） 八）急傾斜 地崩壊警戒 区域	次の平面図 のとおり	生駒市新旭 ケ丘（〇〇） 八）急傾斜 地崩壊特別 警戒区域	次の平面図 のとおり	生駒市新旭 ケ丘（〇〇） 八）急傾斜 地崩壊特別 警戒区域	次の平面図の とおり	奈良県郡山 土木事務所 及び生駒市 役所事業計 画課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。